

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間においてA市から送付されてきた納付書により3か月ごとにA市役所で国民年金保険料を納付していたことを覚えている。昭和 55 年 4 月 5 日に国民年金の加入資格を喪失していることから、喪失手続の際に、もし未納の期間があれば気付いて納付しているはずである。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人が、その主張どおり昭和 55 年 4 月 5 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した記載が確認できることから、申立期間において申立人は国民年金の任意加入被保険者であり、申立期間の保険料の納付期限であった同年 4 月 30 日までは申立期間の保険料を納付することが可能であったと考えられ、申立内容に不自然さはみられない。

また、A市の国民年金被保険者名簿は、オンライン記録等により保険料が納付済みとなっていることが確認できる昭和 53 年 10 月から 54 年 12 月の期間についても未納とされていることから、当時、A市において申立人の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、納付記録が確認できる期間及び申立期間において申立人の生活状況に大きな変化はなく、申立期間の保険料を納付できなかった事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年10月1日から22年5月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年5月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20年10月から21年3月までは160円、同年4月から22年4月までは480円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和22年5月2日から24年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を22年5月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22年5月は480円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは7,500円、同年5月から同年7月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から24年8月1日まで
A社に入社後、召集され、昭和24年ごろに復員した。

召集期間も在籍していたことがわかる昭和26年4月1日付けの勤続満16年の表彰状が見付かったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人はA社B工場において、昭和20年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、24年8月1日に同社本社において被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の妻から提出された勤続満16年の表彰状及びA社の回

答から判断して、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが認められる。

また、C県の発行する履歴書によると、申立人は昭和 16 年 10 月 4 日に陸軍に召集され、24 年 7 月 3 日に復員しており、申立期間は召集されていたことが確認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第 75 条の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 に基づく応召期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期限である昭和 22 年 5 月 2 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 20 年 10 月から 21 年 3 月までは 160 円、同年 4 月から 22 年 4 月までは 480 円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から 24 年 8 月 1 日までの期間については、上述の表彰状、A 社の回答、同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が当該期間において同社本社に在籍し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 22 年 5 月は 480 円、同年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 7,500 円、同年 5 月から同年 7 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 55 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 56 年 4 月 30 日に訂正し、標準報酬月額を、9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年ごろまで

私は、高校卒業後、A 社に入社した。同社で勤務していたことは、同僚であった現在の夫が証言してくれる。同社における夫の年金記録に間違いはないことから、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 29 日までの期間において、A 社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶している複数の同僚には、全員厚生年金保険としての記録がある上、複数の同僚から「申立人は正社員として勤務していたことから、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」との証言も得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までについては、A 社における同一職種の同僚の標準報酬月額の 56 年 4 月の事業所別被保険者名簿の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社の事業所別被保険者名簿に記録された健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月以降の期間については、申立人の雇用保険の被保険者記録を確認できない上、複数の同僚の証言からも、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 56 年 4 月以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで
A社から、年金記録の訂正手続きを行っていただきたいとの連絡があった。申立期間にA社で勤務していたことを証明する在職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍期間証明書及び事業主の回答書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和47年11月30日として届出を行ったことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで
A社から、年金記録の訂正手続きを行っていただきたいとの連絡があった。申立期間にA社で勤務していたことを証明する在職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び事業主の回答書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和47年11月30日として届出を行ったことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで
A社から、年金記録の訂正手続きを行っていただきたいとの連絡があった。申立期間にA社で勤務していたことを証明する在職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び事業主の回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和47年11月30日として届出を行ったことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで
A社から、年金記録の訂正手続きを行っていただきたいとの連絡があった。申立期間にA社で勤務していたことを証明する在職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び事業主の回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和47年11月30日として届出を行ったことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで
A社から、年金記録の訂正手続きを行っていただきたいとの連絡があった。申立期間にA社で勤務していたことを証明する在職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び事業主の回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和47年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和47年11月30日として届出を行ったことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

A社から、年金記録の訂正手続きを行っていただきたいとの連絡があった。申立期間にA社で勤務していたことを証明する在職証明書及び給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書、事業主の回答書及び申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社に係る昭和47年12月の給与明細書における厚生年金保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和47年11月30日として届出を行ったとすることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 966 (事案 71 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月まで

私の仕事の収入の関係で、妻が毎年 2 月になってから、当該年度分の国民年金保険料をまとめて払い、その領収書を添付して税務申告していた。手続は妻がしていたが、納付していたことは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録により、平成 3 年 2 月に申立人に対して過年度分の国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書は申立期間の一部の期間について作成されたものと推認できること、ii) 国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も未納であること、iii) 国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて申立人が主張する内容は、当初の申立内容と変わらず、申立人の妻が現年度の国民年金保険料を 2 月に一括で納付したと主張するのみであり、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出はされておらず、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 967 (事案 75 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月までの期間、43 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月まで

申立期間①及び②は、義母が私達夫婦分の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間③は、毎年 2 月に夫婦二人分の当該年度の国民年金保険料を市役所で納付し、確定申告の際に領収書を添付していた。納付していたことは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人自身が国民年金保険料の納付に関与していないこと、ii) 申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、申立期間③に係る申立てについては、iii) オンライン記録により、平成 3 年 2 月に一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫に対して過年度分の国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書は申立期間③の一部の期間について申立人に対しても作成されたと推認できること、iv) 国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も未納であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①及び②では、今回の再申立てにおいて、集金人名が分かったことを新たな事情としているものの、当初の判断の際に既に聴取している内容であり、また、申立期間③では、現年度の国民年金保険料を 2 月

に一括で納付したと主張するが、申立人が主張する内容は、当初の申立内容と変わらず、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無く、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 968

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から6年3月まで
社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。成人した平成2年*月から母が地区の集金人に納付してくれていたはずである。同時に納付していた兄については20歳からの納付記録があり、兄弟の一方のみ納付していないのは不自然である。申立期間の保険料について納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「兄については、母が20歳から国民年金保険料を納付しており、兄弟の一方のみ納付していないのは不自然である。」としているところ、申立人の兄は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成元年3月8日に職権適用で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、申立人については、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められない。

また、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳からも国民年金に加入した形跡がうかがえず、申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金の加入手続をしたとする申立人の母親は加入手続に関する記憶があいまいである上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料納付に関与しておらず、国民年金への加入状況、保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年10月まで
申立期間の国民年金保険料は、母が兄の分と一緒に納付したのに未納となっているのは納付できない。当時、夜に何度も催促の電話を受け恥ずかしい思いをした記憶は一生消えることはない。必ず記録を戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を兄の分と一緒に郵便局で一括納付したとしているところ、兄については平成4年12月から8年1月までの期間の国民年金保険料が未納となっている。

また、A町の国民年金被保険者名簿には、申立人が第1号被保険者となったのは平成8年12月1日からと記載されており、これに係る基礎年金番号は、申立人がB県内の事業所に勤務していた厚生年金保険記号番号であり、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

さらに、A町では、申立期間当時、20歳到達者に対して職権で国民年金手帳を交付することはなかったとしている上、申立人が所有する年金手帳は、平成9年4月11日に再発行されたものであり、この時点で申立期間の一部については時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、納付期間、一括納付したとする保険料額、納付時期等に関する記憶があいまいであり、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年8月までの期間、3年12月から4年3月までの期間及び18年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から同年8月まで
② 平成3年12月から4年3月まで
③ 平成18年6月から同年7月まで

私は、平成2年2月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したのを契機に、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、継続して納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納、申立期間③が未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、平成2年2月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したのを契機に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年10月26日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認される。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、平成8年5月2日に未加入期間から未納期間に記録訂正されていることが確認できることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人に対して、国民年金被保険者資格の取得勧奨が行われ、未適用者一覧表（最終）が作成されていることが確認できることから、申立人が厚生年金保険から国民年金の切替

手続を行わなかったために、国民年金の未加入期間であったと推認できる上、平成 14 年度から保険料収納について国に一元化が図られ、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、申立期間における記録管理が適正に行われていなかったとは考え難い。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付するために必要であった厚生年金保険から国民年金への切替手続について、申立人の記憶は不明である。

なお、申立期間③において、A市の国民健康保険の加入記録により国民健康保険に加入していないことが確認でき、また、オンライン記録により健康保険が任意継続されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年3月まで
昭和46年*月に成人となり、A市役所支所で国民年金の加入手続をしたと記憶している。51年4月に就職するまで、口座振替あるいは納付書により金融機関で保険料を納付していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月ごろに、20歳になったことを契機に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月1日に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、当該手帳記号番号は、保険料の納付がないままに取り消されていることが確認できる上、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和51年4月に就職するまでの国民年金保険料を口座振替あるいは納付書により金融機関で納付したと主張しているが、A市では、納付書による金融機関での納付の実施は50年4月から、口座振替による納付の実施は51年7月からであったことから、申立期間のうち大部分の期間は、その主張する納付方法により保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月、同年4月から61年3月までの期間、同年12月から62年1月までの期間、平成元年7月から同年8月までの期間、3年3月、同年7月、4年1月から同年2月までの期間及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月
② 昭和58年4月から61年3月まで
③ 昭和61年12月から62年1月まで
④ 平成元年7月から同年8月まで
⑤ 平成3年3月
⑥ 平成3年7月
⑦ 平成4年1月から同年2月まで
⑧ 平成5年3月

私は、学校を卒業後、厚生年金保険、国民年金のいずれかに加入しており、国民年金については、母が保険料を納付してくれていた。納付していた証拠や当時の状況についての記憶はほとんどないが、母は未納がないよう注意しながら納付してきたはずなので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付は同居している申立人の母親が行っていたと主張しているところ、オンライン記録によると、全申立期間において、申立人の母親は国民年金に加入していることが確認できるものの、申立人の母親の納付記録は、申立人と同様に保険料の納付済期間と未納期間が混在していることから、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

また、国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の母親

は、保険料納付に関する記憶が不明であり、当時の状況等を確認することができない。

さらに、申立期間①及び⑧については、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の未加入期間と記録されている上、当該期間に国民年金に加入したことをうかがわせる事情が見当たらないことから、申立期間①及び⑧は、国民年金の未加入期間であったため保険料を納付することができない期間であり、申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出日が昭和 61 年 6 月 2 日であることが確認できることから、当該期間の一部の保険料は、当該手帳記号番号の払出し時点において時効により制度上納付することができない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年4月までの期間、同年5月から55年5月までの期間、56年4月から58年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から46年4月まで
② 昭和46年5月から55年5月まで
③ 昭和56年4月から58年3月まで
④ 昭和60年4月から61年3月まで

私は、国民年金保険料を元夫の分と一緒に子供会の人々の集金により支払っていた。申立期間の納付記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月29日に払い出されており、この時点において、申立期間①及び②の大部分の保険料は時効により納付することはできない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和55年度の摘要欄に「催郵送 56. 6. 25」と記載され、昭和55年6月分からの納付が確認できることから、この催告に基づき、申立人は同月分から保険料の納付を開始したものとするのが自然である。

申立期間③については、国民年金被保険者台帳によると、申立人の昭和56年度の摘要欄に「催郵送 57. 7. 7」、また、57年度の摘要欄に「催郵送 58. 7. 6」と記載されており、申立期間の保険料が未納であったため、催告が行われたと推認できる。一方で、一緒に納付していたとする元夫については、当該期間の保険料を現年度納付していることが確認できることから、当該期

間において夫婦一緒には納付していなかった状況がうかがえる。

また、申立人は、納付組織の集金により保険料を納付していたと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の元夫及びその父母については、納付組織名を示す「B」の記載があるが、申立人についてはその記載が無いことから、申立人については納付組織により納付していなかったと考えられる。

申立期間④については、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の当該期間欄には「申却」と押印されていることから、申立人は当該期間について免除申請をしたが、免除基準に満たないため却下されたものと考えられ、一方で元夫については当該期間を現年度納付していることが確認できることから、夫婦一緒には納付していなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月ごろから 29 年 5 月ごろまで
A 市 B 区 の C 社 に勤務し、販売部に所属していた。厚生年金保険の加入や保険料控除の有無についての記憶は無いが、勤務していたことは確かなので、調査して厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社 から提出された人事記録により申立人が昭和 28 年 5 月 23 日から 29 年 3 月 26 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は申立人が勤務していた期間の厚生年金保険の適用状況は不明としている。

また、申立人が氏名を記憶している同僚は、「当時の厚生年金保険の適用状況は分からない。」とし、また、当該事業所の人事記録に昭和 27 年 11 月 10 日に入社した記録のある同僚は、「給料明細書において厚生年金保険料が控除されているのは 28 年 5 月の給料からである。」としており、当該事業所に勤務する者全員が、常に厚生年金保険の被保険者となり厚生年金保険料が控除されていたという状況は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む前後に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 5 月 21 日まで
数年前に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであることを知った。
脱退手当金の制度も知らず、請求手続をした覚えがないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されている欄の前後 60 人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失した女性の脱退手当金の受給状況を調査したところ、脱退手当金の受給権を有している 16 人中、12 人に脱退手当金を受給した記録が確認できる上、そのうち 6 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、同僚の一人が、「当時は脱退手当金との説明は無かったと思うが、事務担当者からお金をもらった。今から思うと、それが脱退手当金だったと思う。」と述べていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月半後に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 2 日から 45 年 12 月 27 日まで

私は、昭和 43 年 3 月に A 社に新卒で就職し、45 年 12 月に退職した。年金記録では当該勤務期間の脱退手当金を受給したこととなっているが、受給した記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社では、申立期間の脱退手当金請求手続について、「申立期間当時は退職者に対し、個別に説明し、代理請求をしていた。」と回答している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立人と同時期に退職したことが確認できる複数の同僚が「事業所が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」、あるいは、「事業所から説明を受けて厚生年金保険を脱退したと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から 3 か月以内の昭和 46 年 3 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことに

なっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過して、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明する資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が無いか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾は見当たらず、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高く、また、資格喪失の日から3か月以内に支給決定がなされていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 10 日から 43 年 11 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 35 年 4 月から A 社に勤務していた。主な仕事内容は、ミシンによる縫製だった。同月から同社に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の加入記録がないことに納得できないので調査をしていただきたい。

申立期間②について、B 社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がないが、同事業所での仕事は事務を担当しており、確かに勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録がないことに納得ができないので調査をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立期間当時の同僚二人の氏名を記憶しており、そのうち一人が「私は、昭和 38 年 2 月に事業主の子息と結婚し、事業を手伝い始めたが、そのころに申立人が勤務していた。」と証言していることから、申立期間の一部について、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は「申立期間のうち実際に勤務していた時期は、毎年、3 月ごろから 8 月ごろまでの商品の製造期間のみで、当該期間の終了時点でいったん退職し、翌年再び入社していた。」と供述していることから、申立人の勤務期間を特定することが困難である。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚二人についても、申立期間における同社に係る厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

さらに、A 社は、商業登記簿によると、昭和 55 年 7 月 7 日に解散しており、

事業主の遺族に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認したが、それらについて確認できる資料等は得られなかった上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の被保険者記録が確認できる複数の者にも申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認したが、それらについて確認できる資料等が得られなかった。

申立期間②について、申立人がB社のB社工場前で撮影した写真を所持していることから、勤務期間は不明であるものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社の厚生年金保険の新規適用年月日は平成元年7月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社では、申立期間における申立人の勤務実態については確認できず、また、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前は各社員が国民年金に加入していたと回答している。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、同僚に対して勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和40年1月から42年3月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月から23年3月まで

私は、申立期間、A県B郡（当時）にあるC社で勤務していた。当該事業所を退職した後、公共職業安定所の職員に「厚生年金保険は解約しますか。」と聞かれて「残しておいてほしい。」と答えたことを覚えているので、厚生年金保険に加入していたはずである。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人がC社の所在地及び業務内容等について具体的な記憶を有していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が一緒に勤務したと主張する同僚についても、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、同事業所の商業登記簿により同事業所が昭和26年11月30日に解散していることが確認できる上、事業主の所在も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。